社会福祉とコミュニティ

「自由・平等と社会福祉

---対立する2つの原理----I

日本社会事業大学大学院博士後期課程 乗 松 央

1. 主 旨

誤解のないように先ず結論を提示する。本稿では徹頭徹尾、[自由・平等] と [社会福祉] との対立関係を論じる。自由と平等の対立関係ではない。

自由と平等は、むしろ相互に補完しあう密接不可分の関係にある。社会福祉理論研究や社会福祉 史の分野では自由と平等の上に社会福祉を据え、 あるいは自由・平等を動因とする [救済事業の史 的発展] の結果として社会福祉を位置づけている が、これは誤りである。

自由と社会福祉に関する誤解は、自由を要援護 者だけについて考え社会の成員全体に等しく行き わたるべき自由という [自由本来がもつ普遍的な 意義]を考えないところから生じている。つまり、 課税され規制される側の不自由の上に要援護者の 自由が成立しているとき、それを自由とは言わな い。もしそれが自由であるなら王侯貴族や専制君 主個人が自由であるだけの社会であっても自由な 社会ということになる。自由という社会的な価値 は、万人に共通の、言い換えれば [平等な自由] で しかあり得ない。平等と社会福祉についても類似 の誤解がある。「機会の平等・結果の平等」という 論理は、要援護者への支援を [結果の平等] と捉 えることにより平等と社会福祉との結びつきを論 証しているように見える。しかし実は、要援護者 が享受する [結果の平等] こそが、[結果の不平等] によって保証されている。つまり[要援護者]と[課 税され規制される者]は不平等に取り扱われる。平 等とは、「平等に取り扱われること」においてのみ

内実をもつ。

したがって社会福祉は、社会福祉という特定の活動や領域に限定された思想や価値ではない。自由・平等という社会的な価値に対してはもちろん、さらには自由主義や社会主義、無政府主義等々と並立し且つ対立する[固有の社会思想]と言うことができる。

2. 自由と社会福祉との対立関係

本稿で[自由と対立する社会福祉]と言った場合の「自由」には、「意志の自由や自由意志」といった意味はない。「意志の自由」は、ボランティアの契機である自発・無償性と表裏の関係にあり社会福祉を支える重要な基盤である。この自由な意志と社会福祉が対立するということはあり得ない。

本稿が問題とする [社会福祉と対立する自由] とは、「政治的・社会的な自由」のことである。

言うまでもなく近代市民社会における自由とは、 国家に干渉されることなく自由に社会的な活動を 行い得る基本的人権のことである。それは、国家 から規制を受けることなく私的利益を追求し利己 的欲求を充足する自由である。この自由権は、経 済的な裏付けを得て初めて実質的な価値をもち、 それゆえ「所有権=財産権」は自由権の中でも中 心的な役割をもつ基本的人権と言える。どの人権 宣言にも財産権に関する規定は見られるが、最初 に登場するフランス人権宣言(1789年)では「人は 自由かつ権利において平等なものとして出生し (第一条)」と謳った直後の第二条で「自由・<u>所有</u> 権・安全および圧政への抵抗」を自然権として掲 げ、さらに最後の第十七条で「所有権は一の神聖 で不可侵の権利」とした。(乗松 2005:124~126)

またその2年後に発効する「合衆国憲法修正 十ヵ条」でも、その修正第5条に所有権の不可侵 性が明記された。(斎藤1957:121) そして市場経 済に基盤を置く社会で自由であるためには、稼得、 所有しそして相続される財産を自由に裁量することが必要不可欠の前提となる。

社会福祉は、このような自由を制約することによって初めて成立する。たとえば日本の財政支出のうち生活保護費・社会福祉費・失業対策費の合計で約4兆円を要している。これらは全て強制的な課税という所有権への制約によって担保される。自由に対する強制によって漸く社会福祉は成り立っているのである。熱心に節税の指導が行われ悪質な脱税が巨額に及ぶことは、これを明瞭に裏付けている。それは共同募金(250億円程度)と比較した場合いっそう明らかとなる。(2007年度の脱税は、摘発されたものだけで約350億円)

「自由な意志」は少額の共同募金と多額の節税・脱税に至り、逆に「自由に対する強制」こそが社会福祉に到達する。自由が一見して社会福祉と不可分であるように見えるのは、要援護者の自由にだけ目を奪われ自由が社会的な自由であり普遍的な価値であることを見落としているからである。要援護者の自由が実現されることでその社会を自由な社会と判断できるのなら、強制的な徴税によって生活する王侯貴族の自由が実現されているだけでも、その社会は自由な社会と呼べることになる。

自由は、万人に等しく適用される自由権、すなわち[平等な自由]でしかあり得ない。日本国憲法について言えば「法の下の平等」がこの[自由]を保障している。

3. 平等と社会福祉との対立関係

平等を「機会の平等と結果の平等」とに分け、結果の平等が「機会の平等によって生じた不平等」を是正するという論理が、通念としてある。しかし、この「結果の是正」がもたらす平等という論理は、それが[結果に対する不平等な取り扱い(=是正)]によって初めて実現するという矛盾を抱えている。つまり社会福祉において必要とする資源は、課税対象者と要支援者とを不平等に取り扱うことによってのみ確保されるのである。社会福祉

は、このような不平等を前提とする。片方から取り上げ、もう一方へ与える。このような不平等な取り扱いが見落とされ要支援者にもたらされる社会資源を平等という価値が支えているように見えるのは、平等の内実に関する認識が曖昧な状態に止まっているからである。

平等には2種類ある。一つは既に論じつつある
[取り扱いの平等]であり、他の一つは[状態の平等]である。後者はA=Bの状態をさす[等しさ]と言え、あの人とこの人が同じ物を持っているといった[状態]を指し、たとえば「人は権利において平等である」という「法の下の平等」は、その典型的かつ重要な事例である。そして「結果の平等」が、[取り扱いの不平等]を必要条件とするにもかかわらず[理想]であるかのように見えるのは、この[状態の平等]に対する錯覚のゆえである。ここで言う錯覚とは何か。それは[状態の平等=等しい状態=幸福]という錯覚である。

人は、[等しくはない多様なニーズ] をもって生 きており、多様なニーズは「等しくはない多様な 個性]の反映でもある。すなわち[状態の不平等] は日常生活において常態かつ正常であり適切であ る。「不平等な状態」を「不平等に取り扱う」こと によって初めて、人は人を幸福にすることができ る。これは、公的扶助や対人福祉サービスについ ても同様である。また、所得や資産に関する「状 態の平等]も社会的な目標とはなり得ない。平等 をA=Bではなく、AをBに近づける[平等化]の ことだとしても、ことの本質に変わりはない。貧 富の格差を縮めることが社会的な目標になるとす れば、それは格差是正と言うべきであり、平等の 実現でも平等化でもない。多様なニーズと個性を もつ人々は、[所得の状態が平等化すること] に よっては幸福になれない。必要とする所得や、そ の所得によって購入すべき財やサービスもまた、 多様だからである。格差是正という政策は、「差異 があること] = [状態の不平等] を当然の前提と しつつ開き過ぎた差異を小さくすることに他なら ない。したがって社会福祉の目的を「平等」の視 点から捉えるなら、次のように言い現わすことが できる。社会福祉とは、「不平等なニーズの充足を 不平等な取り扱いによって実現することである」 と。この[不平等な取り扱い]とは、先に述べた [自由の抑制]と同義であり、「社会権」の内実を 担保する強制力である。

むろん「権利(=自由権)における平等」は[状態の平等]であり、要援護者に限らず全ての幸福は、この[権利における状態の平等]から出発する。だが、それが市場における競争原理の契機であり社会福祉の目的とならないことは、既に「機会の平等」の空虚さとして多くの研究が指摘してきた通りである。そして社会福祉を基礎づける社会権は、社会権を享受する者と社会権の行使に伴い規制される者との不平等を前提とした権利であり、この点が自由権とは甚だしく異なっている。社会権の[権利における不平等]が[不平等な取り扱い]を正当化する。すなわち社会権は、[状態の平等]ではなく[状態の不平等]を起点とし[不平等な取り扱い]を終点とする権利に他ならず、何れにしても平等の価値とは無縁である。

4. 思想としての社会福祉――自由・平等との歴史的な相克――

以上で論じたように、自由・平等と社会福祉とは対立する。この「社会福祉と自由・平等との対立関係」は、近代史に明瞭な足跡を残して来た。それは、「自由・平等と共同性との対立関係」「近代化と共同体との対立関係」という史実によって裏付けることができる。たとえば1789年のフランス人権宣言は自由・平等を謳い上げたが、それは要支援者の救済を保障して来た共同体的規制からの自由を平等に担保する宣言であり、その人権とは、共同体への義務から解放された個人が利己的な欲望を充足するために用意された自由権=財産権に他ならなかった。そればかりかこの「自由・平等」には、財産権の確立を通して「太古から共同体に内包されてきた救済システム」を破壊するという役割が、備わっていたのである。

(乗松 2005:128~130)

社会福祉は、一方でこの自由・平等と対立し他

方でこの共同性を再興する思想である。それは「社会福祉という特定分野の思想や価値」などではなく社会全体の有り様を規定する独立した固有の思想であり、自由主義、社会主義、無政府主義等々と並立し対立する社会思想である。

【主要な参考/引用文献】

- * 字数制限があるため、主要なものに限り以下 へ掲載する。
- 1)日下喜一『自由主義の発展——T.H. グリーン とJ.N. フィッギスの思想—』 勁草書房: 1981,10.25
- 2) 斎藤 真/解説・訳「合衆国憲法修正10カ条」 高木八尺・末延三次・宮沢俊義/編『人権宣 言集』岩波書店:1957.3.25
- 3) 乗松 央(2005)「博愛 fraternité の精神史と生存 権一[フランス社会福祉思想史試論一」 日本 社会事業大学大学院社会福祉学研究科/平成 16年度修士論文
- 4) 峯村光郎『新版 法学概論』 勁草書房:1957.4.15
- 5) 宮澤俊義『憲法Ⅱ [新版] 法律学全集4』有 斐閣:1974.1.30
- 6) J.B.Duvergier "Collection Compléte des Lois, Décrets, ordonnances, Réglements, et Avis du Conseil-D'état / Tome 3 : 1791" / Schmidt Periodicals GmbH : 1995
- 7) T.H.Green "Lectures on the Principles of Political Obligaton(lectured in 1879/published in 1895) and other writings "/Cambridge University Press: 1986

以上